

# 山口県報

平成28年  
9月6日  
(火曜日)

## 目 次

○告示	救急病院の認定(医療政策課).....	1
	保安林予定森林(森林整備課).....	1
	急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	2
○公告	公募型プロポーザル方式に係る手続の開始(情報企画課).....	2
	大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(六件)(商政課).....	3
	公共測量の実施(監理課).....	5
	電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路整備課).....	5
○教委公告	契約の締結.....	5



### 山口県告示第二百七十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	認 定 が 効 力 を 有 す る 期 限
医療法人聖比留会厚南 セントヒル病院	宇部市大字妻崎開作一〇八	平成三一、八、二一

### 山口県告示第二百七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十八年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 保安林予定森林の所在場所

下関市豊田町大字李路字字下風一六三、字下なぎ一六七の三、字夏木原一六八、字大島一五九四

#### 二 指定の目的

水源の涵養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字椿東字鳥越七の一、二六〇の二、二六〇の八、大字鈴野川字免敷七二五、字大平七二九、七二九の一、七三〇、二八九四、字桜ヶ平七三一、七三一の一、字西平七三三、七三四、字せり田北側七三六の一、字古屋敷二九〇二から二九〇四まで、二九〇六の二、字世利田二九一七の一、二九一八、二九二二の一、二九二二の二

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第二百七十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三十条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成二十八年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称  
姫山地区
- 二 区域の範囲  
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
山 口 市	平 井	椎の木田	一九二の三地先	一号
〃	〃	日 吉 山	一九五の一	二号
〃	〃	〃	一九五の一	三号
〃	〃	〃	一九五の一	四号
〃	〃	〃	一九五の一	五号
〃	〃	廻 り 田	七六四の一	六号
〃	〃	日 吉 山	一九五の一	七号
〃	〃	〃	一九五の一	八号
〃	〃	〃	一九五の一	九号
〃	〃	廻 り 田	七六四の一	十号
〃	〃	上 丁 田	七六五の三〇地先	十一号
〃	〃	白 石	五二六の一 地先	十二号

〃	〃	大 畠	五二五の一	十三号
〃	〃	〃	五〇〇の一六	十四号

### (三六七) 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

平成二十八年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 業務の概要
  - (一) 業務名  
山口県情報セキュリティクラウド構築業務
  - (二) 業務内容  
山口県情報セキュリティクラウドの構築
  - (三) 契約期間  
契約締結の日の翌日から平成二十九年三月三十一日まで
- 二 参加資格
  - (一) この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
    - (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)(第六百七十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
    - (二) 政令第六百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
    - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十七年山口県告示第二百二十二号)に基づく資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。  
 (五) この手続の開始の日から平成二十八年十月十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 平成二十五年四月一日から平成二十八年九月六日までの間に、一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を施行した実績を有していること。

三 手続等

(一) 応募要領の配布

1 場所

山口市滝町一番一号 山口県総合企画部情報企画課

2 日時

平成二十八年九月六日から同月二十日までの午前九時から午後五時まで

(二) 参加表明書の提出方法、提出場所及び受領期限

1 提出方法

持参し、又は書留により郵送すること。

2 提出場所

山口県総合企画部情報企画課

3 受領期限

平成二十八年九月二十日午後五時

(三) 企画提案書の提出方法、提出場所及び受領期限

1 提出方法

持参し、又は書留により郵送すること。

2 提出場所

山口県総合企画部情報企画課

3 受領期限

平成二十八年十月十七日午後五時

(四) 審査

審査は、次の審査委員により、最も優れた企画提案書を提出した者の特定を平成二十八年十月下旬に行う。

縄田 秀穂

藤井 義裕

坂田 和彦

山尾 亮太

西村 直三

井上 信哉

四 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書作成の要否

要

(四) 参加表明書の提出時において二の(三)の要件を満たしていない者にあつては、提案書の提出時までにこれを満たすことをもって足りる。

(五) この手続の開始後に、二の(三)に掲げる資格の申請をする場合は、平成二十八年十月七日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三―三九一五)に申請書を提出すること。

(六) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(七) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。

(八) 詳細については、山口県総合企画部情報企画課(電話〇八三一九三三―二六七〇)に問い合わせる。

五 Summary

(1) Subject matter of the contract: Construction of Yamaguchi Prefecture's cloud computing infrastructure for information security

(2) Time limit to express interests: 5:00 P. M. September 20, 2016

(3) Time limit for the submission of proposals: 5:00 P. M. October 17, 2016

(4) Delivery Place: The place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Technology Planning Division, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-9333-2670)

(三六八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年四月二十二日山口県公告(一七二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月六日から同年十月六日までの間、山口県商工労働部商  
政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称) ドラッグコスモス秋根東店  
所在地 下関市秋根東町一四の三

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、街並みづくり等について配慮を求める。

(三六九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成  
二十八年四月二十二日山口県公告(一七三)に係る大規模小売店舗について次のとおり  
山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月六日から同年十月六日までの間、山口県商工労働部商  
政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ吉敷店  
所在地 山口市大字吉敷二五七五の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三七〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成  
二十八年四月二十二日山口県公告(一七四)に係る大規模小売店舗について次のとおり  
岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月六日から同年十月六日までの間、山口県商工労働部商  
政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 マックスバリュ玖珂店  
所在地 岩国市玖珂町五一四九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三七二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成  
二十八年四月二十二日山口県公告(一七五)に係る大規模小売店舗について次のとおり  
光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月六日から同年十月六日までの間、山口県商工労働部商  
政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 レッツ光ショッピングセンター  
所在地 光市浅江三丁目二番一〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三七二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成  
二十八年四月二十二日山口県公告(一七六)に係る大規模小売店舗について次のとおり  
山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月六日から同年十月六日までの間、山口県商工労働部商  
政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオン厚狭ショッピングセンター  
 所在地 山陽小野田市大字厚狭一〇六一
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオン小野田ショッピングセンター  
 所在地 山陽小野田市大字東高泊一二五六
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。

(三七三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年四月二十二日山口県公告(一七七)に係る大規模小売店舗について次のとおり平生町から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年九月六日から同年十月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び平生町役場において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオンタウン平生  
 所在地 熊毛郡平生町大字平生町五八八の三
- 二 意見の概要  
 特に配慮を求める事項はない。

(三七四) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十八年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類  
 公共測量(基準点測量及び出来形確認測量)
- 二 作業の地域  
 下松市大字末武下
- 三 作業の期間  
 平成二十八年八月二十九日から平成二十九年三月三十一日まで

(三七五) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

平成二十八年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類	路線名	区	間
県道	萩城趾線	萩市大字平安古町字平安古三〇四の一	地先から同市同大字 同字二七九地先まで



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十八年九月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する麻かひの名称及び所在地  
 山口県立山口図書館 山口市後河原一五〇番地の一
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量

三 図書館ネットワークシステム 一式  
契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十八年七月二十六日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 広島市南区比治山本町二一番一〇号

六 落札金額

一億三百六十八万円

七 入札公告日

平成二十八年五月十七日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県立山口図書館長 吉岡 尚志

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

総合評価